

## 市内施設を利用した文化芸術公演等の 感染症対策を支援します

文化芸術活動においては、人数等の制限が徐々に緩和されているものの、採算面等からリアルな公演・展示の開催が感染症感染拡大前の水準を大きく下回っています。

こうした現状を踏まえ、感染症への安全対策を図りつつ、市内文化芸術の活性化を促すため、リアルな公演等に係る感染症対策費、会場費等を助成します。

**助成内容の詳細については、令和3年1月8日(金)に次のホームページに掲載します。**

>> <https://covid19.yafjp.org/>

### 1 対象者

対象となる文化芸術企画の主催者（プロ、アマチュア、法人、個人は問わない）。ただし、行政、行政の外郭団体は除く。

対象となる文化芸術分野
音楽、演劇、映像・写真、舞踊、美術、伝統芸能、茶華書道など

### 2 申請対象となる文化芸術公演等

次の(1)から(6)のすべての条件を満たすこと。

- (1) 不特定多数の者を対象としていること。
- (2) 来場者から入場料を徴収すること。（有料公演）
- (3) 横浜市内の施設を利用すること。
  - ➡公共施設か民間施設（店舗含む）かは問わない。また、屋内・屋外も問わない。
  - ➡主催者が横浜市内在住であっても、市外での公演等は対象外。
- (4) 集客を伴う公演・展示であること。
  - ➡集客を行わず、配信のみを目的とした企画は対象外。
- (5) 令和3年1月1日（金）から3月5日（金）までに実施される公演等であること及び募集要項に記載の提出期限までに事業報告書等の提出が必ずなされること。
  - ➡期限に書類が間に合わなかった場合は、支援金の給付はできません。
  - ➡募集開始前に、対象期間内で既に実施を予定していた企画についても申請可能。
- (6) 感染症対策を十分に行う公演等であること。

### 3 給付額

#### (1) 金額

下記、上限金額と対象経費（①感染症対策費、②会場借り上げ費、③出演料、④広告宣伝費）のうち、低い方の金額。補助率は対象経費の1/2以内。

ア 客席1,000席以上の施設を利用して行われる公演等：上限50万円

イ 客席1,000席未満の施設を利用して行われる公演等：上限25万円

#### (2) 採択予定件数

300件程度（先着順）

### 4 申請方法

申請方法等助成の詳細については、令和3年1月8日(金)に次のホームページに掲載します。

<https://covid19.yafjp.org/>

### 5 その他

新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況等によっては、助成の実施について見直す場合があります。

お問合せ先		
文化観光局文化振興課長	野田 日文	Tel 045-671-3703